

～ 国際研修 ～

第10回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

1 はじめに

2011年10月3日(月)から同月7日(金)まで、第10回カンボジア法曹養成支援研修を行った(日程の詳細は、文末の日程表のとおり)。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校(RSJP=Royal School for Judges and Prosecutors)の第5期「教官候補生」である裁判官7名である(詳細は、文末の研修員名簿のとおり)。

本稿は、同研修の実施状況について報告するものである。

2 本研修の位置付けについて

日本は、カンボジアから民法及び民事訴訟法の起草支援の要請を受け、1999年3月から、カンボジア司法省をカウンターパートとする法整備支援プロジェクト(JICAの「カンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズ1)」)を開始した。日本側では、民法作業部会、民事訴訟法作業部会を立ち上げ、カンボジア側と協議しながら民法及び民事訴訟法の起草を支援し、2003年3月には、両法の起草を遂げてカンボジア司法省に手渡した。その後現在まで、立法化支援、関連法令起草や普及支援としてプロジェクトを続けていた(「カンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズ2)及び(フェーズ3)」)が、一連のプロジェクトは、2012年3月に終了する。

これら司法省をカウンターパートとした支援の傍ら、民法や民事訴訟法を運用する法曹の養成が必要となり、2005年11月から、裁判官及び検察官を養成するRSJPに対する支援プロジェクトを開始した

(JICAの「カンボジア王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」)。

このプロジェクトでは、カリキュラムの策定や教官の確保といった学校運営等の改善について支援がされた。その一環として、カリキュラムには、実務と教育現場の架け橋として模擬裁判が活用されることとなり、また、教官の不足を補完するため、RSJP卒業生である裁判官から選抜された教官候補生の育成が図られることとなった。

模擬裁判の指導に当たる教官候補生の経験や知識の不足を補う必要があったことから、これら教官候補生を日本に招き、本邦研修を実施してきた。過去の模擬裁判の指導役となる教官候補生を対象とする本邦研修は、第3回本邦研修(2007年7月)、第4回本邦研修(2008年10月)、第6回本邦研修(2009年10月)及び第8回本邦研修(2010年10月)の4回である¹。今回の研修もこれらの研修と同様の趣旨で実施したものである。

3 本研修のカリキュラムについて

本研修のカリキュラムは、主として「民事模擬裁判」であり、その他、「裁判所見学」、「民法演習」などを実施した。

4 「民事模擬裁判」の記録及び準備等について

既述のとおり、民事模擬裁判の実施は、本研修で

¹ それぞれの詳細については、本誌バックナンバーICD NEWS33号(2007.12)、38号(2009.3)、42号(2010.3)、46号(2011.3)を参照されたい。

5度目となり、今回が本プロジェクト最後の民事模擬裁判の実施となる。

(1) 模擬記録の作成について

過去の民事模擬裁判は、いずれも日本の記録を基に日本側が模擬記録を作成していたが、今回も日本側で模擬記録を作成した。その理由は、カンボジアでの裁判の記録化や保管が十分でなく、題材となり得る記録を探すことが困難であるという事実上の制約があることに加え、そもそも民法が適用に至っていないため、新民法を前提とした記録が存在しないという根本的な問題もあり、現時点では日本の記録を基に日本側が模擬記録を作成せざるを得ないからである。

もっとも、今回の記録作成においては、過去の研修で使用した記録の改変という手法を採ることとした。具体的には、既にこれまでに作成された模擬記録のうちの一つについて、被告数を減らすなどして事案を簡略化した²。これにより、実体法上の問題点を減らし、民事訴訟法にのっとり適正手続による訴訟進行を試みるということに専念できる記録を目指した。

(2) 事案の概要について

事案は、店舗の賃貸借契約の解除に基づく店舗の明渡請求等の事案である。

原告は、被告に対し、プノンペン市内に所有する店舗を賃貸したところ、被告が無断改装をしたとし

² 過去に作成された模擬記録は次のとおりである。

- ① 貸金返還請求事案
(原告ルツ・サコル, 2005年作成)
 - ② 貸金返還請求事案
(原告キエウ・アート, 2007年作成)
 - ③ 賃貸借契約解除に基づく建物明渡等請求事案
(原告ソック・サムバット, 2008年作成)
 - ④ 所有権に基づく動産引渡請求事案
(原告サリカ, 2009年作成)
 - ⑤ 売買算代金請求事案
(原告ソヴァン, 2010年作成)
- 今回は、このうち③について、事案を簡素化した。

て、被告に対し、賃貸借契約を解除して店舗の明渡請求をしたものである。

被告は抗弁として、①「契約時の明示の承諾」と②「契約後の黙示の承諾」を主張した。具体的には、①「契約時の明示の承諾」について、被告は、契約前から原告に対し、「本件店舗を改装した上で飲食店を経営する。」旨告げて原告から承諾を得ていた、とするものである。また、②「契約後の黙示の承諾」について、原告は、店舗を訪れて改装につき認識しつつも、何ら異議を述べず、その後約5か月間にわたって賃料を受領し続けたことは、改装につき、黙示に承諾したものである、とするものである。

本件では、前提事実等に争いはなく、他に主張もないため、争点は、専らこの2点となる。

この争点に関する主要な事実や証拠は、次のとおりである。

①「契約時の明示の承諾」について

ア 契約前の原告と被告のやり取り

- ・ 原告本人の言い分「被告から『少し模様替える』旨を言われて拒否はしていないが、改装について明確な話題となっていない。」
- ・ 被告本人の言い分「契約時に原告に対し、『本件店舗を改装した上で飲食店を経営する。』旨告げて原告から承諾を得ていた。」

イ 賃貸借契約書の記載

- ・ 賃貸借契約書「第6条 賃借人は、賃貸人の承諾なしに本件店舗を改造等してはならない。」及び「第13条 (特約事項) 賃借人が本件店舗にかかる費用はどんなにかかったとしても全額賃借人の負担とする。」

②「契約後の黙示の承諾」について

ウ 改装を認識した以降の原告の行動

- ・ 被告本人の言い分「原告が店舗を訪れて改装を認識した翌日に電話を受けたが、改装についての苦情はなかった。」
- ・ 証人 (被告側証人・被告の従業員であり、本件店舗マネージャー) の言い分「(被告と同様)」

- ・ 賃料受領事実 原告は、改装を認識した後、約5か月間にわたって賃料受領し続けている。

本件では、弁論準備手続や口頭弁論手続において、上記争点に沿って主張や証拠を整理し、各証拠や事実を法廷で顕出し、適切にその評価を行うことがポイントとなる事案であった。

(3) 配役及び事前準備について

研修員のみで模擬裁判の指導が可能となるよう配役はすべて研修員に割り振ることとした。

配役としては、裁判官3名、当事者側4名(原告、原告代理人、被告及び被告代理人)及び証人1名の合計8名を要する事案であるのに対し、研修員が7名であるため、裁判官3名(うち証人1名兼任)、当事者側4名と事前に配役を割り振った。

また、研修のために来日する以前に、模擬裁判用記録を配布し、配役に沿って弁論準備及び口頭弁論手続を実施できるよう事前準備を依頼しておいた

(従前の研修と同様に、各人証の言い分については、それぞれ担当の人証役にのみ配布し、各代理人は、打合わせをすることで言い分を把握するように指示した³)。

(4) 日本側の参加者

日本側からは、磯川剛志弁護士(カンボジア法曹養成アドバイザーグループ委員)、磯井美葉弁護士(JICA 専門員)、西村恵三子長期専門家、当部松川充康教官、高木博巳裁判官(当部で研修中)及び筆者が講評役として参加した。

³ 証人についても、事前の打合わせで対応するものである。カンボジアでは、民事法制度や運用の多くの面において、フランスの影響を色濃く残しており、フランスでは、証人との事前の打合わせは禁止されている(山下郁夫判事ほか「フランスにおける民事訴訟の運営」法曹会・111ページ等参照)。しかしながら、この点は以前からフランスと異なる取扱いがされているようであり、研修員によると、カンボジアの実務でも、請求側代理人が証人と接触してあらかじめ打合わせをすることは差し支えないとのことであった。

5 「民事模擬裁判」の実施について

「民事模擬裁判」については、全般を通じて民事訴訟法にのっとりた訴訟進行がされた⁴。



個別の手続の実施状況は次のとおりである。

(1) 弁論準備手続

カンボジアでは、口頭弁論に先立ち弁論準備手続を開き(民事訴訟法80条1項)、事実の主張や証拠の提出、争点整理等を実施することとされている。また、弁論準備手続の冒頭に和解を試みることとされている(民事訴訟法104条)。模擬裁判でも民事訴訟法にのっとりた弁論準備手続が実施された。

冒頭では、裁判長から和解の勧誘がなされたが当事者に譲歩はなく、和解は成立せずに後の手続に進んだ。大前提として、模擬裁判であって和解する余地はない状況にはあるが、裁判長が形式的に「和解の意思はあるか」と聞くにとどまっていた。後に研修員に意見を聞くと、「一方当事者に肩入れしているように受け取られかねない。」という意識をもっている研修員もあり、それが積極的に和解を勧めない理由となっている可能性もあるので、記憶にとどめておきたい。

当事者による事実の主張は、訴状、答弁書、準備書面を全文朗読する形によってなされた。通訳を介しながらとはいえ、2時間以上にわたって書面の朗読が続いた。

⁴ 今回の研修員は、いずれもRSJP4期卒業生であるが、彼らは、2007年7月に民事訴訟法が適用された後の2008年5月にRSJPに入学している。民事訴訟法が所与の法として存在した初めての期であることも影響しているのかもしれない。

日本側の感覚からは、関係者全員があらかじめ主張書面に目を通せば、必ずしも弁論準備手続で主張書面全部を朗読する必要はないと思われる⁵が、他方で、研修員からは、代理人がついている割合は低く、代理人がついていても書面での主張はまれであるとの報告や「書面を提出していても必ずしも読んでいるか不安もある。」との声もあり、一概に日本の運用を踏襲すべきとは言えない状況にある。

書証の取調べや人証の採用、取調べ順序の決定などにおいても、おおむねきちんと手続が踏まれていた。過去の同様の研修では、これらの形式的な手続の履践について問題が指摘されている⁶が、今回の模擬裁判では、おおむね問題のない状態であったのは、大きな進歩であろう。

弁論準備手続の大きな目的の一つである争点整理に関しては、賃貸借契約の成立や改装事実自体には争いがなく整理した上で、争点は改装についての原告の承諾の有無であると整理された。一定の整理がされたと言えるが、前述のとおり、本件では事実経過としても別事実である2種類の承諾（「契約時の明示の承諾」「契約後の黙示の承諾」。その間には約4年の隔りがある。）があり、当事者も両者を分けて主張しているため、若干整理不足との印象を受けた。講評でも同様の意見が出されている。

弁論準備手続で人証の取調べ順序が、「証人→原告本人→被告本人」との順番と決定された。なお、証人との関係では、争点の②「契約後の黙示の承諾」に係る「原告が本件店舗を訪れ、改装事実を認識したときに異議を述べなかったこと」などが主な立証事実となるはずであるが、このような点に着目して採用する様子は見られなかった。同様に書証においても賃貸借契約書が争点の判断で極めて重要な位置付けを持つはずであるが、弁論準備手続ではこ

の点に明示的に触れる議論はなかった。争点を単に「承諾の有無」とし、その時期、黙示・明示の別、具体的にどのような事実をもって承諾を根拠付ける事実とするのかなどを議論していないことに照らしても、争点となっている法的な要件・効果に着目して主張を整理するという視点が弱いと感じられた。後述のとおり、後の判決でも同じことがいえよう。

(2) 口頭弁論

口頭弁論の冒頭で、再度、裁判長から和解の試みがなされた。裁判長役（裁判官グループ3名が交替で担当）の研修員から、原告側に対して、「賃料の値上げにより譲歩できないか。」と和解の具体的な方向性を示すなどしており、裁判官としての実務感覚が定着していると感じられた。

口頭弁論では、弁論準備手続の結果の陳述を要する（民事訴訟法第116条1項）ところ、裁判長が原告代理人に対してその実施を命じ、原告代理人は、主張書面の主張とその認否について形式的に朗読していった。この手続の趣旨に照らすと、事件の概要や、当事者の主張の要旨、特に争点は何か、証拠方法と争点との関連について要領よく陳述することが求められている（民事訴訟法逐条解説）が、今後は、単に形式的な手続の履践にとどまらず、このような法の趣旨に照らした運用をするといった意識が必要になろう。もっとも、一部研修員は既にそのような発想に立っており、裁判長役の研修員からは、「何が争点か、どのような証拠を取り調べるのか、判決を出すために重要となる争点について整理した陳述をされたい。」旨の指揮がされていた。

尋問手続は、弁論準備手続で決定されていたとおり、証人（被告側証人。被告の従業員で本件店舗マネージャー）、原告本人、被告本人の順で実施された。また、カンボジア民事訴訟法では、原則として、尋問する順は、「裁判長→請求当事者→反対当事者」の順とされ、裁判所が適当と認めるときにその順を変更することができる（民事訴訟法第

⁵ なお、過去の研修でも同様に書面の全文朗読がされ、日本側から要旨で足りるのではないかといた疑問が出されている。

⁶ 近時では、第6回本邦研修、第8回本邦研修など。

138条第5項、第6項)が、代理人のついている事案であり、当事者から尋問をした方が事案が分かりやすいことから、「被告代理人→原告代理人→裁判所」の順で尋問をすることとされた。

本件の事案は、原告と被告の間で店舗の賃貸借が開始されて訴訟に至るまで約4年が経過している事案であり、時間の経過に沿って事案を整理し、順序立てて尋問をしないと混乱を来たすおそれがあった。しかし、いずれの尋問についても、事案を時系列に沿って質問がされ、争点に関連する事情(賃貸借契約の前後の原告被告間のやり取り、原告が店舗に赴いて改装を認識した前後のやり取りなど)については重点的に、それ以外の事情についてはあっさりとして質問がされており、レベルの高い尋問となっていると感じられた。これまで多くの本邦研修につき講評いただいている礒川弁護士からも、今回の尋問につき、「これまでで一番良かったと思う。これまででは、模擬裁判で混乱する場面が見られたが、今回は、尋問でも時系列に沿った質問がされていたし、両代理人とも争点に沿った質問がされていたと思う。」との講評を頂戴した。



尋問手続では、頻繁に反対当事者から異議が出された。具体的には、「今の質問は、被告代理人が勝手に結論付けた上で質問をしている。」「結論を先に言い、それに答えさせるのは止めてもらいたい。」や「原告は、改装を認めてはいないのに、被告代理人は、原告が認めたことを前提とした質問をしている。」といった形で異議が出されていた。日本であれば、前二者は誘導尋問として、後者は誤導尋問として異議

を出し得る場面であり、カンボジア民事訴訟法においても理由のある異議だと思われる(民事訴訟法第139条参照)。裁判長役の研修員も適確にその処理をしていた。異議が頻繁に出されることの良し悪しは一概には言えないが、異議といった実務的なレベルでも民事訴訟法にのっとった運用が可能となっていると思われた。

予定にはなかったが、口頭弁論終結前に最終弁論が行われた。原告代理人、被告代理人が、順に口頭で、それぞれの主張と証拠や事実の評価を述べた。両者とも、実に生き生きと弁論を行っていた。特に被告代理人については、承諾を「契約時の明示の承諾」「契約後の黙示の承諾」に分けた上、それぞれを基礎付ける事実や証拠の評価を順に並べて主張していた。

(3) 判決

裁判官チーム、原告チーム(本人と代理人)、被告チーム(前同)にそれぞれ判決を起案してもらい、判決書に基づき、それを朗読する形で判決言渡しを実施した。



結論は、裁判官チームと被告チームが、請求棄却、原告チームが請求認容という判断であった。

理由付けは、各チームでそれぞれ異なり、おおむね次のように、主な事実や証拠に対する認定・評価をして結論に至っていた。

【裁判官チーム】

ア 契約前の原告と被告のやり取り

被告が「改装したい」と話し、原告が「頑張って

ください」と答えたことと認定し、改装に反対していなかったことの表れと評価

イ 賃貸借契約書の記載

特約事項は、改装承諾を明示したものと評価

ウ 原告の改装認識後の言動

原告が改装について認識した時点で、被告らに改装についての異議を述べなかったと認定（承諾への関連性は不明）

結論

賃貸借契約書の特約事項の記載から、改装承諾を認定して請求棄却

【被告チーム】

ア 契約前の原告と被告のやり取り

被告が改装の話をし、原告が「分かった。そのとおりにやってください。」と述べたと認定し、明示で改装承諾したと評価

イ 賃貸借契約書の記載

特約事項は、改装承諾を前提として費用を被告が負担することを明示したものと評価

ウ 原告の改装認識後の言動

原告が改装について認識した時点で、被告らに異議を述べなかったと認定の上、これを黙示の承諾と評価

結論

アイウから、改装についての承諾があったと認定して請求棄却

【原告チーム】

ア 契約前の原告と被告のやり取り

原告と被告が改装について話し合い、原告が小規模の改装を承諾していたと認定

イ 賃貸借契約書の記載

第6条の記載から、改装には原告の承諾を要する趣旨の契約と評価

特約事項は、（承諾がある）改装の費用は被告が負担する旨の記載と評価

ウ 原告の改装認識後の言動

（記載なし）

結論

承諾のない改装であったとして請求を認容⁷

おおむね争点に関連する事実や証拠への認定や評価について触れていないものはないが、他方で、争点について実質的にどのように判断して結論に至ったかという点において、残念ながら説得力のある理由付けとはなっていないように感じられた。

原因として、判断に至る経過を判決書として論証することに不慣れであること、認定する事実に対して消極的な証拠や事実についての判断が示されていないことなど幾つか考えられるが、実体法上の要件（本件では「明示の承諾」を基礎付ける／阻害する事実、「黙示の承諾」を基礎付ける／阻害する事実）に沿って事実認定をするという発想が弱いのではないかと感じられた。これはむしろ実体法の理解に関することであり、いまだ民法が適用されていない状況に照らすとやむを得ず、今後の進展に期待するほかないと思われる。

(4) 小括

一部の実体法の理解不足は感じられたものの、訴訟指揮や尋問技術などは、既に実務レベルに達しており、技術的な指摘はともかくとして既に日本側から指摘すべき点はほとんどなかった。模擬裁判の研修は、今回が最後となる予定であるが、最後にふさわしいレベルに達していたと思われる。

⁷ なお、判決書の理由欄のみからは、アとイの関係をどのように評価しているのか判然とせず、「原告は、小規模な改装を承諾していた」という趣旨とも、「契約前のやり取りはともあれ、規模の大小を問わず改装には承諾を要するとの契約であった」という趣旨とも受け取れる。当事者の主張欄などほかの部分と合わせてみると、後者であり、「契約のやり取りはともあれ、規模の大小を問わず改装に承諾を要するとの契約であった」と認定した上、「かつ、被告が行った改装は大規模な改装であった。」と認定しているように読み取れる。

5 「裁判所見学」の実施について

研修期間のほぼ中日に、大阪地方裁判所の見学を実施した。口頭弁論期日を傍聴し、担当者に質疑応答に応じていただいた。質疑応答では、研修員から「本人訴訟で求釈明をするときにはどのようにしているか。」や「尋問時間を主尋問と反対尋問で違うように定めると一方に肩入れしているようにとられないか。」などといった実務に根ざした質問が出され、担当の裁判官から丁寧に應對していただいた。また、カンボジアでは、必要に応じて合議体が組まれるが、メンバーが固定された合議体ではなく、その事件限りの一時的なものであるところ、日本では、経験の浅い裁判官と経験豊かな裁判官が3人で固定的に合議を組み、裁判官室も同一にすることで職業裁判官としての訓練にもなっていることを見て感心していた。

研修員一同、非常に興味深く見学し、後には「もう少し見学する時間が欲しかった。」との感想も聞かれた。

6 「民法演習」の実施について

「民法演習」では、研修前に民法上の問題点を含む事例問題を出題し、指名されていた研修員がその検討結果を発表し、その後、研修員全体で議論を行った。民法の適用を目前に控え⁸、規範定立及び当てはめという法的思考過程を経て結論に至る能力の涵養やその過程について議論をする経験の獲得を目的として実施したものである。

出題していた事例問題は、①特定物の売買契約における弁済の提供と危険負担が問題となるもの、②不動産所有権の時効取得等が問題となるもの、③不法行為責任（一般不法行為、動物占有者責任、使用者責任、共同不法行為）が問題となるもの、の合計3問であった。

いずれについても民法の条文を基に、規範を定立

し、当てはめをして結論に至るよう指示していたが、「民法演習」開始当初は、ほとんどの研修員はこのような思考過程に馴染んでいなかった。例えば、特定物売買において、売主が目的物を買主方に持参したが買主が受領を拒否し、その後、天災により目的物が毀滅した、という事案（上記問題①の事案の概要）において、単に「危険負担に関する民法第416条から危険が移転する。」と関連する条文をあげるだけで規範定立をすることなく結論を導く発表がなされ、それに続く議論も「私だったら、何が問題なのかを探し出す。この事例では、買主が目的物を受取らなかったことにある。」というように発散し、特定の問題点に対して共通の土台の上で議論をするには至っていなかった⁹。

しかしながら、日本側から、「条文には法的効果が生じる要件と、要件を満たしたときに生じる効果が記載されている。条文に記載されている要件を整理した上で事案の当てはめをしてもらいたい。」との説明をし、議論の整理を行ったところ、一部の研修員から、次第に規範を定立して当てはめるという過程を経るようになり、一部でこれにのっとった議論がなされるようになった¹⁰。例えば、動物占有者の不法行為責任（上記問題③の事案）について、条文では「動物を占有する者は、その占有する動物によって他人に生じた損害を賠償すべき責任を負う。」（民法第750条）と規定されているところ、その解釈を巡り、次のような議論がなされた。

⁹ 支援対象国の法律関係者において、法的問題を議論する際に、同じように議論が発散する場面が散見されるが、今回の研修員と同様に要件効果に着目した議論をしていないことが理由となっている場合が少なくないと思われる。そのような場合には、要件効果に着目した規範定立・当てはめといった法的思考を経ることで議論の整理が可能であることを指摘することで改善がみられることもあると感じられた。

¹⁰ 要件効果に着目すべきという説明を理解するには基礎的知識の習得が前提である。これまで研修やセミナー等で繰り返し同様の説明がなされてきたが、必ずしも奏功していなかった。今回の研修で効果が見られたのは、研修員の基礎的知識のレベルが上がっていることが大きな要因であると思われる。

⁸ カンボジア民法は、2007年12月に公布され、2011年12月に適用（日本の施行と同概念）される。

A 研修員

民法第 750 条は、不法行為の特別規定として、①動物占有者が、②動物によって他人に損害を生じさせたことのみで責任を負うことを定めたものであると考える（無過失責任説）。

条文でも過失を要求していない。

B 研修員

民法第 750 条の形式的適用は動物占有者に酷に過ぎる。条文に規定がなくとも過失責任の原則から、一定の過失が必要である。①動物占有者が、②動物によって他人に損害を生じさせたこと、③それに一定の過失があることが要件である（一定の過失要求説）。

無過失責任説では、例えば、檻の中に動物を入れて厳重に管理していたものの、被害者が不注意に手を入れて咬まれたような場合でも動物占有者が責任を負うことになるのではないかと考える。

A 研修員

民法第 750 条を立証責任の規定と解釈する余地がある。動物占有者の責任でも過失を要するが、被害者が立証する必要はないと考える。

民法第 743 条第 3 項は、不法行為責任における加害者の過失等は「特段の定めがない限り」被害者に立証責任があると定めているが、第 750 条を「特段の定め」と考え、被害者側で過失を立証する必要がないとすればよい（立証責任転換説）。

C 研修員

先ほどの例については、因果関係の問題と考えれば、民法第 750 条を無過失責任と考えても問題が生じないのではないかと考える。

以上の議論は、その結論の当否はさておき、荒削りであるし、一部の研修員の間での議論にとどまり、必ずしも全研修員が参加するには至っていない。しかしながら、少なくとも一部の研修員の間では、特定の規範に焦点を絞り、かつ、具体的事例を離れた抽象的な規範定立に向けた議論がなされるようになった。カンボジア側で自立的に解釈学を発展させて

いくためには、新たな段階に至ったともいえるものと思われる。

「民法演習」での議論については、研修員からも、「いつまでも日本の支援が続くものではないので、日本側に教えてもらい続けることはできない。自分達で民法への理解を深めていくほかないが、民法演習のやり方はその一つだと思う。」「このようなやり方は、意見を出し合い、一つの共通認識に達し得る。自分の意見に問題がないか検証することができるし、知恵を出し合うことでカンボジアの現状に合わせることもできる。」「今後、このように集まって議論する機会があればいいと思う。」などの積極的な意見が出されていた¹¹。



7 終わりに

本文中にも記載したが今回の本邦研修は、本プロジェクト最後の本邦研修であった。「模擬裁判」においては、民事訴訟法がしっかり定着しつつあることが感じられ、また、「民法演習」では、民法に関しても一方的に知識を与えられる段階から、新たな解釈を生み出していく段階に移りつつあるのが実感された。

カンボジアでは、2012 年 4 月から新たな法整備支

¹¹ ある研修員は、「新たな事例を議論して解決するためには、かなりの基礎的知識が必要だと思う。」との感想を述べていた。今回の議論が可能であったのは、これまで現地での長期専門家のワーキンググループ活動を中心に、教官候補生に対して民法の基礎的知識のインプットが続けられ、相当な基礎的知識を吸収済みであったことが大きな要因として挙げられる。改めてこれまでの関係者の御尽力に敬意を表したい。

援プロジェクトが開始されることとなっているが、今回の研修員のように育ちつつある芽が更に伸ばされ、カンボジアの発展に繋がることを願ってやまない。

最後に本研修に多大な御支援、御協力をいただいた関係者の皆様に深く御礼を申し上げます。



第10回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜日	9:30		14:00		備考
		12:00		17:00		
10 / 3	月	JICAオリエンテーション JICA大阪 国際センター		国際協力部オリエンテーション 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター	講義「日本の法曹養成制度の概要」 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター	
10 / 4	火	模擬裁判(弁論準備) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		模擬裁判(弁論準備の講評, 尋問の準備) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		
10 / 5	水	模擬裁判(弁論準備手続の結果陳述, 証人尋問) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		模擬裁判(原告本人尋問) 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		
10 / 6	木	模擬裁判(被告本人尋問) 国際協力部教官 国際協力部		判決起案 国際協力部教官 国際協力部		
10 / 7	金	大阪地方裁判所見学		大阪地方裁判所見学	資料整理	
10 / 8	土					
10 / 9	日					
10 / 10	月	模擬裁判(判決言渡し) 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター		模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター		
10 / 11	火	模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官 国際協力部		模擬裁判講評・記録修正検討 磯川弁護士・国際協力部教官 国際協力部		
10 / 12	水	民法演習 国際協力部教官 国際協力部		部長主催意見交換会	民法演習 名古屋大学(CALE)コン・テイリ准教授 国際協力部教官 国際協力部	
10 / 13	木	民法演習 名古屋大学(CALE)コン・テイリ准教授 国際協力部教官 国際協力部		民法演習 名古屋大学(CALE)コン・テイリ准教授 国際協力部教官 国際協力部		
10 / 14	金	総括質疑 国際協力部教官 JICA大阪 国際センター		評価会 JICA大阪 国際センター	閉講式 JICA大阪 国際センター	
10 / 15	土	帰国				

第10回カンボジア法曹養成支援研修 研修員名簿

1	チャエ・ビレアツ 氏
	Mr. Chee Virak
	プノンペン始審裁判所判事
2	イ・タボレアツ 氏
	Mr. Y Thavarak
	プノンペン始審裁判所判事
3	ケイン・ソマリツ 氏
	Mr. Keng Sômarth
	カンダール始審裁判所判事
4	ニヨム・ピサル 氏
	Mr. Nhim Pisal
	シアヌークビル始審裁判所判事
5	チュン・チャンセイハー 氏
	Mr. Chhun Chann Seyha
	シェムリアップ始審裁判所判事
6	ヤツ・メター 氏
	Mr. Yoib Meta
	バタンバン始審裁判所判事
7	レアム・ソベアツ 氏
	Mr. Rem Sopheak
	シェムリアップ始審裁判所判事